

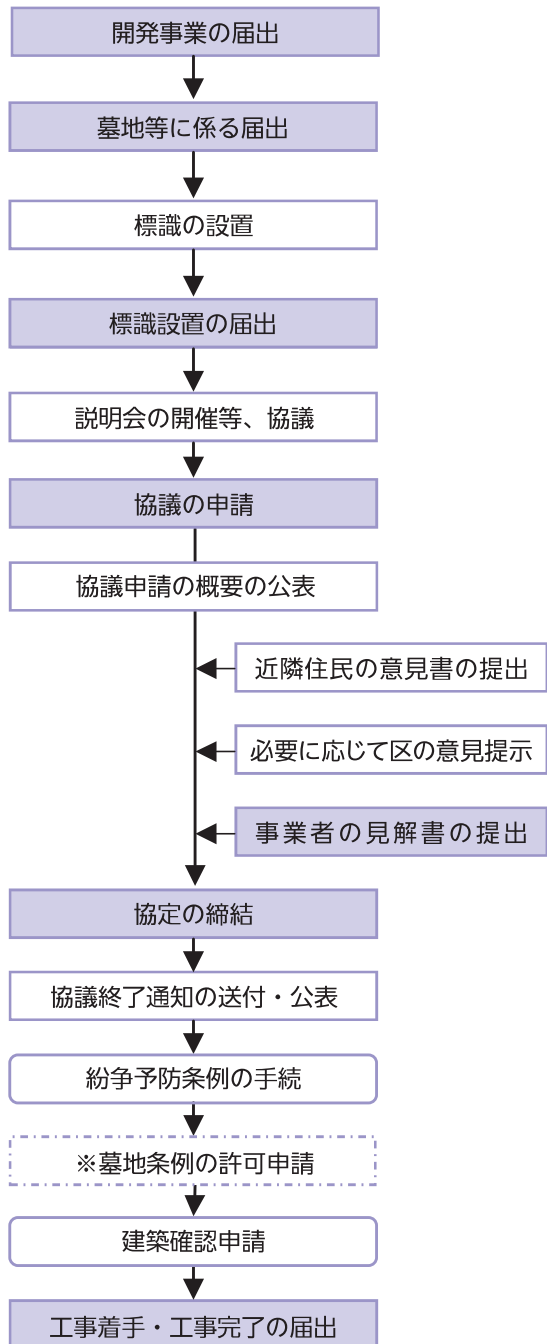
◇墓地等の開発調整の手続 (第 80 条～第 88 条)

●対象となる開発や建築

- ・墓地、納骨堂、火葬場の設置、拡張

●手続の流れ

：区に書面で提出



※墓地条例の許可申請
練馬区墓地等の経営の許可等に関する
条例による手続

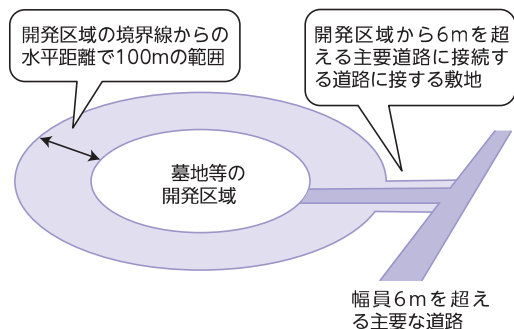
* 詳細フローはP.28

●手続の解説

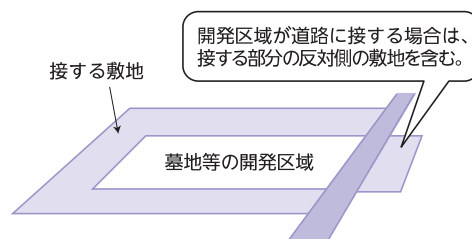
- 開発事業の届出をしてください。
- 墓地等の設置に係る届出をしてください。
- 開発区域内の見やすい場所に標識を設置してください。
- 標識を設置したことを届け出てください。
- 説明会を開催する場合には、近隣住民と区に通知してください。
- 説明会等により、近隣住民に計画や工事について説明を行ってください。
- 協議申請において、区のまちづくり計画や開発基準等を遵守して下記書面を作成し、区へ申請のうえ、協議してください。
 - ◆ 近隣住民説明報告書
 - ◆ 事業計画案の概要
 - ◆ 地域環境配慮報告書
 - ◆ 緑化計画事前協議申請書
 - ◆ その他
- 近隣住民から意見書が提出された場合は、見解書を提出してください。
- 協議が整ったときは、協定を締結してください。
- 工事に着手するときと、工事が完了したときは届出をしてください。

●近隣住民の範囲

- ① 墓地の設置、墓地の区域の拡張（礼拝の施設の敷地内の300㎡未満の拡張を除く。）、納骨堂の設置または拡張（納骨堂の用に供する部分の床面積の合計が150㎡未満の設置または拡張を除く。）、火葬場の設置



- ② ①以外の墓地等の設置または拡張



墓地等の開発調整の手続の詳細フロー

